

随意契約理由書

1. 契約業務名

主要地方道 (新) 大阪高槻京都線 芝生大橋橋脚補修工事 (その3)

2. 随意契約理由

本工事は、国土交通省管理の河川区域内にある芝生大橋の橋脚補強工事に伴うさや管設置を行う工事である。

このさや管は当該箇所では別途施工中の堤防を開削する土木工事と合わせ河川占用許可条件である現濁水期内に完成する必要があるため、直ちにさや管工事の着手が求められ、早急に契約をしなければ、出水期対応のための堤防の一旦埋め戻しや再掘削の工事が必要となるなど別途の膨大な工事費が発生することとなる。

このため、現在さや管設置工事を実施中で、現地の資機材等の活用が可能なことから工期の短縮、経費の節減、同一現場内で工事の安全対策が図れる酒井工業(株)大阪本社に一括して施工させることが有利であるため、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定より随意契約を締結するものである。